

湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、湯けむり国スポ・全スポぐんま藤岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 藤岡市を代表する者
- (2) 藤岡市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、藤岡市長をもって充てる。

- 2 副会長は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項並びに委任事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事又は顧問並びに参加に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（専門委員会）

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査及び審議並びに実施し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、総会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第13条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、その委員に対して回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による総会等は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易

なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、藤岡市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和8年 8月19日から施行する。